

# 少年センター

# だ よ い

守山野洲少年センター  
『あすくる守山野洲』

相談は ☎ 583 - 7474 まで

<http://www.usenet.ne.jp/~syonen-c/>

ま や く か く ざ い た い ま き け ん  
麻 薬 ・ 覚 せい 剤 ・ 大 麻 ・ 危 険 ド ラ ッ グ は

## ダメ。ゼツタイ。



(社) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

### やくぶつらんよう 薬物乱用

麻薬・覚せい剤・大麻・危険ドラッグなど、医療目的ではない薬物を不正に使用することを、「薬物乱用」と言い、法律で禁止されています。それは、これらの薬物が人間の身体や精神に深刻な害を与えるからであり、家族や社会にも重大な影響を及ぼすからです。

### きゅうせいちゅうどく まんせいちゅうどく 急性中毒・慢性中毒

薬物を乱用すると、急激に身体に異常が起こり、生命に関わる場合があります。

また、幻覚（あるはずのないものが見えたり聞こえたりする）や妄想（ありえないことを信じる）により、犯罪や交通事故を起こすこともあります。

さらに、脳・肝臓・腎臓など全身の臓器が影響を受けます。

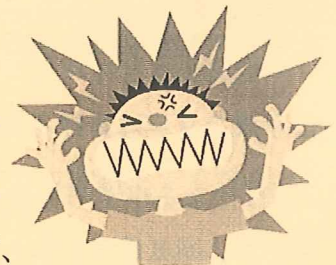


### いぞん たいせい 依存・耐性

薬物がきれるとイライラや不安、苦痛が起こりまた薬物が欲しくなって、自分の意志でコントロールができなくなります。これを「依存」と言います。

また、薬物が効きにくくなるたびに、使用量が増えていく「耐性」という状態になります。

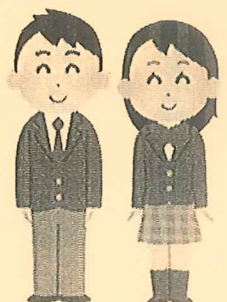
こうして、「やめたくてもやめられなくなる」とが薬物乱用のいちばんのおそろしさです。



### フラッシュバック

薬物乱用をやめることができ、ふつうの生活に戻ったあとも、ささいなストレスなどにより突然、幻覚・妄想がよみがえることがあります。これを「フラッシュバック」と言い、完全に治すことはとても難しいと言われています。

滋賀県  
「ダメ。ゼツタイ。」  
普及運動  
6月20日  
～  
7月19日



# 7月には「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」です！

明日の滋賀を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、県民全ての願いです。

県内の過去10年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にあります。平成29年中、検挙・補導された少年（交通法犯を除く）は、前年に比べて減少しました。しかし、少子高齢化が急速に進行する中で、人口比では成人と比べ引き続き高い水準にあり、少年による社会の注目を集める事件も発生しています。毎年7月には「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」です。青少年を非行や犯罪被害から守るために、何をすべきかを考えてみましょう。

## SNSやLINE等の利用による犯罪被害の増加！

近年、児童買春、児童ポルノ、いわゆる「JKビジネス」を始めとする子どもの性被害が後を絶ちません。



「児童買春」は、子どもの心身に有害な影響を与え、子どもの健全な育成を著しく阻害します。また、18歳未満の子どもを被写体にした、わいせつな写真や映像などの「児童ポルノ」は、その画像や動画が一度インターネット上に流出すれば、どんどん見えないところで拡散していくので、完全に消去することが難しく、被害にあった子どもの苦しみは将来にわたって続くこととなります。どちらも健全な育成を著しく阻害する犯罪です。

特に近年は、コミュニティサイト（フェイスブックやミクシィなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やLINEなどの無料通話アプリのこと）等がきっかけとなり、性犯罪被害や児童ポルノ被害などの犯罪被害にあう子どもが年々増えています。

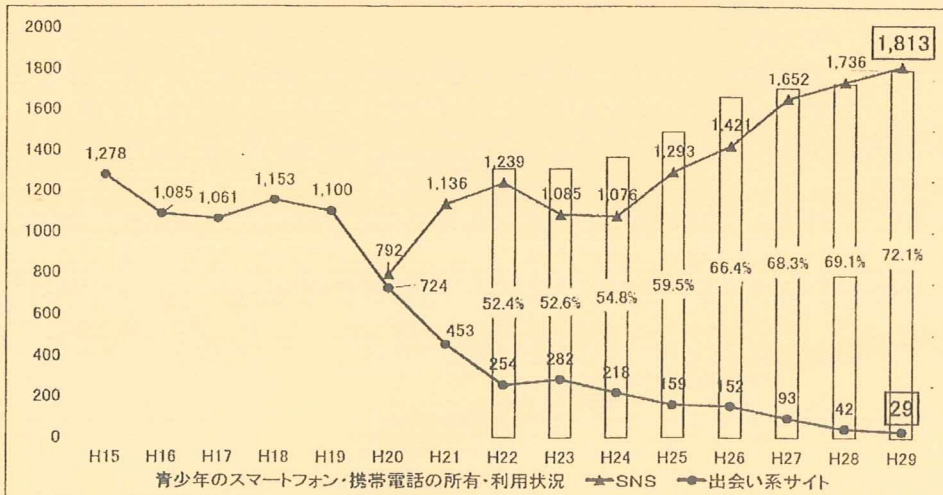
### ○平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状（警視庁データより）

SNSによる事犯の被害児童数は、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加に伴い増加傾向にあり、過去最多でした。一方、出会い系サイトによる事件等の被害児童数は、平成20年の法改正以降減少傾向にあり、過去最少でした（資料1）。また、年齢別の被害児童数の割合では、高校生及び中学生が9割弱を占めています。

資料1

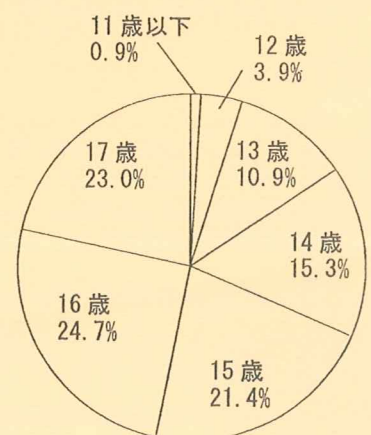
SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移

- ・ SNSに起因する事犯の被害児童数は、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加に伴い増加傾向
- ・ 一方、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は、平成20年の法改正以降減少傾向



資料2

年齢別の被害児童数の割合（H29）



## ☆被害にあわないために

### 自分自身を守るための三つの約束

1

出会いを求める内容を  
**書き込まない！**

2

個人情報や写真は  
けいさい  
**掲載しない！**

3

ネット上の相手とは  
**会わない！**

<警察庁 サイバー犯罪防止広報パンフレットより>

### ○フィルタリングを必ず利用しましょう！

平成30年2月1日の法律改正により、18歳未満の青少年がスマートフォンや携帯電話の契約や、機種変更、名義変更をする際、店頭などで販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定をおこなわなければならないとなりました。

- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線による接続
- ③ アプリによる接続

従来の携帯電話の場合は①を、スマートフォンの場合は①、②、③の三つのフィルタリングが必要です。その為には、保護者の方がお子さんのスマートフォンに直接フィルタリングソフトをダウンロード、インストールする必要があります。

【詳しいことは携帯電話販売店に確認してください】

また、携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーにも注意が必要です。無線LANでインターネットに接続可能なものがあり、駅やコンビニエンスストアなど無線LANが設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

### ○家庭でのルールを決めておきましょう！

普段から、インターネットの危険性や適切な使い方などについて、家庭でも話し合い、一緒に家庭でのルールをつくっていくことも大切です。

例・利用時間や利用料金を決める

- ・サイトへの接続やアプリのダウンロードをするときは保護者に確認する
- ・ルールを守れなかった時のルールを決めておく・・・など



# …危険はあなたの身近に潜んでいます…



これからの季節、夕方からの楽しい行事等に出かける機会が増えてきます。

被害にあわないように複数人で行動しましょう。

「夏休みだから」「楽しいから」と、ついつい開放的になりがちですが、

夜遅くまで出歩いたり、お酒やたばこに手を出したりすることで、思わぬトラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがあります。誘惑に負けないようにしましょう。

## 青少年を夜遊びから守りましょう！！

夜間外出の繰り返しは、非行につながります。保護者の方は深夜(午後11時～午前5時)に子どもたちを外出させないようにしましょう。(滋賀県青少年健全育成条例第22条)



夏休みは気が緩みがちになります。そこから、生活リズムが崩れ、学校へ行かなくなったり、行けなくなったりすることがあります。夏休みも節度ある生活が送れるように声をかけましょう。

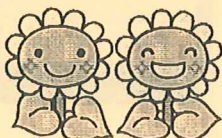
カラオケ店等は、16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降の利用は出来ません<sup>\*</sup>。しかし、楽しさに時間を忘れ「もう1時間」「あと1時間」と歌ったり、遊んだりしているとあっという間に午後11時を過ぎてしまい、深夜はいかいの対象となってしまうので気をつけましょう。

(※保護者同伴の場合は午後11時までの利用が可能です)

守山警察署管内の少年非行の概況(平成30年1月～5月)は、昨年と比べると犯罪少年は8人増加、触法少年は7人減少しました。不良行為少年については12人減少しています。総合して非行少年等は前年比12%減となりました。滋賀県下では、犯罪少年が134人、触法少年が74人、特別法犯少年が11人、不良行為少年が711人の合計930人で、昨年同期と比べると106人の減少となりました。

- ・犯罪少年…14歳以上20歳未満で、罪を犯したもの(交通法犯除く)
- ・触法少年…14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をしたもの(交通法犯除く)
- ・不良行為少年…20歳未満で、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他、自己または人の徳性を害する行為をしているもの

### 守山野洲少年センター『あすくる守山野洲』



〒524-0021  
守山市吉身3丁目11番43号  
守山市商工会館3階  
TEL : 077-583-7474 / 077-570-7557  
FAX : 077-581-1419

月曜日～金曜日 8:30～17:15  
(土・日・祝日・年末年始は休み)  
相談無料・秘密厳守  
カウンセリングは要予約(火・水・金)